破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第９３号
福井県鯖江市糺町第19号１番地６
債務者　坂　千紗子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９６号
福井県丹生郡越前町大樟第７号17番地
債務者　親﨑瀬里奈
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
福井県鯖江市神明町５丁目１番22号
債務者　小野　義隆
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
長野県伊那市西町6017―12番地　第一コーポ21号室、住民票上の住所北海道旭川市曙２条８丁目４番15号　なとり荘A
債務者　佐々木　史
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第２５号
長野県伊那市中央4568番地１
債務者　宮下はるみ
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第１１０号
兵庫県川西市笹部２丁目26番26号
債務者　玉城ひろみ
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第６７号
富山市金屋4702番地８、前住所富山市寺町767番地
債務者　津田　　大
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで　富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６２号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅４棟408号
債務者　長坂　充佳
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６４号
青森市柳川１丁目３番25―903号
債務者　本田　洋一
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６７４号
大阪府大東市新町15番１号　レジデンス寿102号
債務者　溝井美智子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５３２号
大阪府高槻市京口町11番41号　ねむの木ハイツ206号
債務者　井上　理絵
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５６６号
大阪市西成区鶴見橋２―７―19　コーポゆり201号、住民票上の住所大阪市西成区萩之茶屋２丁目９番19号　アパート新和223号
債務者　髙橋　龍二
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５７３号
大阪市淀川区東三国５丁目７番９号　さつきマンション208号
債務者　高橋　二六
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６２４号
大阪府高槻市南総持寺町８番27―107号
債務者　児玉　麗子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６６４号
大阪市東住吉区矢田２丁目11番１号
債務者　草野　貴之
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９８７号
大阪市大正区三軒家西３丁目５番20―301号
債務者　髙面　直之
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０９７号
大阪市生野区桃谷１丁目５番14号、住民票上の住所大阪府東大阪市角田２丁目９番７号
債務者　西本　英夫
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部